



2024年12月11日  
トラック輸送における取引環境・労働時間改善  
京都府地方協議会

# 荷主と物流事業者との取引に関する調査概要

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を指定し（「物流特殊指定」）、その遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を継続的に実施。

## 令和5年度調査の結果（令和6年6月6日公表）

### 1 調査概要

〔書面調査〕

	荷主向け	物流事業者向け
調査対象事業者	30,000名	40,000名
回収数	18,172名	20,103名
回収率	60.6%	50.3%
調査票発送日	令和5年9月29日	令和6年1月12日
回答期限	令和5年10月27日	令和6年1月31日
調査対象期間	令和4年9月1日 ～令和5年8月31日	令和5年1月1日 ～同年12月31日

➤ 〔立入調査〕  
うち荷主121名に立入調査

### 2 注意喚起文書の発出

独占禁止法の問題につながるおそれのあった**荷主573名**に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付。

〔発出先の上位3業種〕

	業種	発出先全体に占める割合
1	協同組合	9.2%
2	食料品製造業	7.0%
3	飲食料品卸売業	5.9%

〔問題内容の上位3類型〕

	行為類型	全案件に占める割合
1	買ったたき	34.8%
2	代金の減額	20.7%
3	代金の支払遅延	17.0%

## 3 主な事例（上位3類型）

### （1）買ったたき

- ・ 荷主 A は、物流事業者から労務費等の上昇に伴うコスト上昇分の運賃引上げを求められたにもかかわらず、そのような運賃引上げに応じない理由を回答することなく、運賃を据え置いた。（金属製品製造業）
- ・ 荷主 B は、物流事業者から労務費の上昇に伴うコスト上昇分の運賃引上げを求められたにもかかわらず、物流事業者が自助努力で解決すべき問題であるとして運賃の引上げ協議を拒否した。（プラスチック製品製造業）

### （2）代金の減額

- ・ 荷主 C は、物流事業者に対し、「協力値引き」と称して、契約書で定めていた運賃を一方向的に 5% 差し引いて支払った。（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）
- ・ 荷主 D は、物流事業者に対し、運賃の支払方法を手形払から現金振込に変更したが、その際に運賃を一律に 5% 差し引いて支払った。（物品賃貸業）

### （3）代金の支払遅延

- ・ 荷主 E は、物流事業者に対し、契約書で定めた運賃の支払日が金融機関の休日であった場合に、あらかじめ合意することなく、休日の翌営業日に運賃を支払っていた。（金属製品製造業）
- ・ 荷主 F は、物流事業者に対し、運送業務のほかに新たに附帯作業を追加し、委託したが、荷主 F の経理部門がそのことを把握していなかったため、当該附帯作業に係る料金の支払が遅れた。（その他の小売業）

## 令和 6 年度調査（調査実施中）

〔書面調査〕

	荷主向け	物流事業者向け
調査対象事業者	30,000名	(今後予定)
調査票発送日	令和6年10月18日	
回答期限	令和6年11月25日	
調査対象期間	令和5年9月1日 ～令和6年9月30日	